



令和 6 年度国民健康保険税について

令和 6 年度は税率の変更はなく、後期高齢者支援金分の課税限度額が 22 万円から 24 万円に引上げられます。

また、国保税軽減措置の軽減判定所得基準額を見直し、5 割軽減の対象世帯は被保険者数に乗じる金額が 29 万円から 29.5 万円に、2 割軽減の対象世帯は被保険者数に乗じる金額が 53.5 万円から 54.5 万円になります。

税のお知らせ
Tax Infomation

区分		令和 6 年度	令和 5 年度
医療給付費分 (すべての被保険者の方)	所得割	7.75%	7.75%
	均等割 (※ 1)	21,000 円	21,000 円
	平等割 (※ 2)	18,000 円	18,000 円
	課税限度額	650,000 円	650,000 円
後期高齢者支援金分 (すべての被保険者の方)	所得割	2.8%	2.8%
	均等割 (※ 1)	6,500 円	6,500 円
	平等割 (※ 2)	6,100 円	6,100 円
	課税限度額	240,000 円	220,000 円
介護納付金分 (40 歳以上 65 歳未満の方)	所得割	2.5%	2.5%
	均等割 (※ 1)	10,000 円	10,000 円
	課税限度額	170,000 円	170,000 円

※ 1：被保険者 1 人当たりの額 ※ 2：被保険者 1 世帯当たりの税額

国民健康保険税の納税義務者は世帯主（世帯主本人が国民健康保険に加入していない場合も含む）です。請求や通知や納付書等はすべて世帯主のお名前で送付されますので、ご注意ください。

※国民健康保険税は、世帯の所得額や人数に応じて、均等割と平等割が 7 割・5 割・2 割軽減されます。

ただし、所得の状況が不明の場合は軽減の適用が受けられないことがありますので、申告がお済みでない方は必ず申告をしてください。

●国民健康保険に加入されている 40～64 歳の方

40～64 歳の方は「介護保険第 2 号被保険者」として、医療給付費分と後期高齢者支援金分に加え、介護納付金分も合わせてひとつの国民健康保険税として納めていただきます。

▶年度の途中で 40 歳になられる方

40 歳の誕生日（月の初日生まれの方は前月）から介護納付金分を納めていただくこととなりますが、7 月以降に 40 歳になられる方については、7 月の本課税の時に前もって介護納付金分を課税することはできませんので、年度の途中で再計算をさせていただき増額分を通知します。

▶年度の途中で 65 歳になられる方

7 月の本課税の時から誕生日の前月（月の初日生まれの方は前々月）までの分を計算して課税していますので年度途中での再計算はありません。

※ 65 歳からは国民健康保険税とは別に『介護保険料』を納めるようになります。

●年度の途中で 75 歳になられる方（後期高齢者医療制度に移行する方）

7 月の本課税の時から、誕生日の前月までの分を計算して課税していますので、75 歳になられたことによる再計算はありません。「後期高齢者医療被保険者証」は 75 歳の誕生日までに郵送されます。国民健康保険の保険証については、有効期限を誕生日の前日までとしております。

※ 75 歳になられて後期高齢者医療制度へ移行する方については、国民健康保険の資格喪失届や後期高齢者医療制度への加入届は必要ありません。

●国民健康保険税を滞納すると

納期限までに納付されない場合は督促状が發布され、100 円の督促手数料を加算して納めていただくことになります。また、特別な理由もなく国民健康保険税の滞納が続きますと、有効期限の短い「短期被保険者証」や、病院窓口での医療費をいったん全額自己負担する「資格証明書」が交付され、国保の給付等の制限を受ける場合がありますので、忘れずに納期限までに納めてください。

【お問い合わせ】役場税務課 ☎ 0884-77-3615

国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者の方へ

令和 6 年 6 月 1 日から入院時の食事代が変わります

●入院した時の食事代（1 食あたり）

所得区分		令和 6 年 5 月 31 日まで	令和 6 年 6 月 1 日から	
①	一般・現役並み所得者	460 円	490 円	
②	③④のいずれにも該当しない指定難病患者	260 円	280 円	
③	低所得II	90 日以内の入院 (過去 12 ヶ月の入院日数)	210 円	230 円
		90 日を超える入院 (過去 12 ヶ月の入院日数) ※	160 円	180 円
④	低所得I	100 円	110 円	

※低所得IIの方で「90 日を超える入院」は、事前に認定申請をして長期入院該当の認定を受けていないと適用されません。

●療養病床に入院した時の食事代（1 食あたり）

所得区分	令和 6 年 5 月 31 日まで	令和 6 年 6 月 1 日から
一般・現役並みの所得者	460 円※ (420 円)	490 円※ (450 円)
低所得II	210 円	230 円
低所得I	130 円	140 円
低所得I（老齢福祉年金受給者）	100 円	110 円

※保険医療機関の施設基準等により、() 内の場合もあります。

【お問い合わせ】

(国民健康保険)

(後期高齢者医療)

役場税務課 ☎ 0884-77-3615

徳島県後期高齢者医療広域連合 ☎ 088-677-3666

役場福祉課 ☎ 0884-77-3614